

合併調整項目調整状況

事務事業番号	8028	専門部会名	上下水道	分科会名	上水道	担当部署	経営管理課	
事務事業名	水道料金（上水道・簡易水道）							
合併前の事務事業の状況								
旧上田市		旧丸子町		旧真田町		旧武石村		
上水道事業（末端供給事業） 【料金体系】 消費税除く月額 (1)基本料金 ・口径 13mm： 6 3 0円 ・口径 20mm： 1, 4 8 5円 ・口径 25mm： 2, 3 3 5円 ・口径 30mm： 4, 4 5 5円 ・口径 40mm： 7, 0 0 0円 ・口径 50mm： 1 0, 8 8 5円 ・口径 75mm： 2 5, 4 4 0円 ・口径100mm： 4 2, 9 3 0円 ・口径125mm： 6 5, 7 0 0円 ・口径150mm： 9 4, 0 0 0円 (2)超過料金 ア 口径13mm～25mm ・ 1㎡～10㎡： 4 9円 ・ 11㎡～30㎡： 1 3 9円 ・ 31㎡～50㎡： 1 5 6円 ・ 51㎡～ : 1 6 9円 イ 口径30mm以上 ・ 1㎡～ : 1 6 9円		上水道事業（末端供給事業） 【料金体系】 消費税除く月額 (1)基本料金 ・口径 13mm： 6 6 9円 ・口径 20mm： 1, 7 9 2円 ・口径 25mm： 2, 9 4 8円 ・口径 30mm： 4, 8 8 1円 ・口径 40mm： 8, 8 7 7円 ・口径 50mm： 1 3, 3 5 9円 ・口径 75mm： 3 2, 6 8 0円 ・口径100mm： 5 8, 6 2 2円 (2)超過料金 ・ 1㎡～ 15㎡まで： 1 1 7円 ・ 16㎡～ 30㎡まで： 1 4 9円 ・ 31㎡～100㎡まで： 1 8 2円 ・ 101㎡以上 : 1 9 0円 【別荘地（須川ハイランド）所有者料金体系】 消費税除く (1)基本料金 ・口径13mm： 1, 2 4 2円 (2)超過料金 ・口径1㎡につき 2 4 8円		菅平水道（末端供給事業） 【料金体系】 消費税除く月額 (1)基本料金 ・口径 13mm： 7 5 0円 ・口径 20mm： 1, 0 0 0円 ・口径 25mm： 2, 5 0 0円 ・口径 30mm： 5, 2 0 0円 ・口径 40mm： 8, 2 0 0円 ・口径 50mm： 1 3, 0 0 0円 ・口径 75mm： 3 0, 0 0 0円 (2)超過料金 ・ 1㎡～ 10㎡まで： 1 0 5円 ・ 11㎡～ 20㎡まで： 2 0 0円 ・ 21㎡～ 50㎡まで： 2 4 0円 ・ 51㎡以上 : 2 5 0円 町水道（簡易水道事業） 【料金体系】 消費税除く月額 (1)基本料金 ・口径 13mm： 7 5 0円 ・口径 20mm： 1, 0 0 0円 ・口径 25mm： 2, 5 0 0円 ・口径 30mm： 5, 2 0 0円 ・口径 40mm： 8, 2 0 0円 ・口径 50mm： 1 3, 0 0 0円 ・口径 75mm： 3 0, 0 0 0円 (2)超過料金 ・ 1㎡～ 10㎡まで： 1 0 5円 ・ 11㎡～ 20㎡まで： 2 0 0円 ・ 21㎡～ 30㎡まで： 2 0 5円 ・ 31㎡～100㎡まで： 2 1 0円 ・ 101㎡以上 : 2 1 5円 菅平別荘 【料金体系】 消費税除く (1)基本料金（年間） ・ 120㎡まで： 2 2, 8 0 0円 (2)超過料金 ・ 1㎡につき： 2 0 0円		武石簡易水道 【料金体系】 消費税含む月額 (1)基本料金 ・ 10㎡まで： 1, 1 5 7円 (2)超過料金 ・ 1㎡～10㎡： 1 3 8円 ・ 11㎡～20㎡： 1 4 3円 ・ 21㎡～35㎡： 1 7 1円 ・ 36㎡～50㎡： 1 7 8円 ・ 51㎡～ : 1 8 1円 ○獅子ヶ城簡易水道 消費税含む (1)基本料金（年間） ・ 100㎡まで： 2 1, 0 0 0円 (2)超過料金 ・ 1㎡につき： 1 0 5円		合併時は現行のとおりとし、新市において上下水道審議会を新たに設置、資産、経営状況、建設計画、料金体系等についての総合的な研究、検討を進め、合併後5年を目途に料金統一。武石村の会計は、料金統一までに地方公営企業法を適用した企業会計にする。県営水道及び丸子町の鹿教湯簡易水道は経営団体が異なるため、現状どおりとする。
合併後調整内容【調整済】								
・水道料金を統一するため、平成20年度に上田市上下水道審議会に新料金を諮問し、答申を得て、12月定例市議会に条例改正案を提出し、議決された。平成21年度から新料金を適用したが、各地区ごとに料金体系が異なるため、段階的な改定を進め、平成23年度に統一する。				・平成20年度において、特別会計だった武石簡易水道事業と獅子ヶ城簡易水道事業に地方公営企業法を適用、当該会計に編入し、県水等の給水区域を除き、市内全域において一体的な経営となった。				